

新居浜工業高等専門学校文書決裁規則

昭和 57 年 7 月 27 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）文書処理規則第 25 条第 2 項の規定に基づき、本校における文書の名義及び決裁については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「決裁」とは、それぞれの文書について、承認を与える権限を有する者の承認を得ることをいう。

(文書の名義)

第 3 条 文書の名義は、特に定めのある場合を除き、規則別紙第 4に掲げるとおりとする。

(文書決裁の原則)

第 4 条 起案文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を得るものとする。また、接受文書を供閲文書として起案するときは、特に定めるもののほか、受信者の決裁を得るものとする。

(専決事項)

第 5 条 規則別紙第 5に掲げる事項の決裁については、第 3 条の規定にかかわらず専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(代理決裁)

第 6 条 決裁者が不在のときは、次の各号に掲げるところにより代理決裁をすることができる。ただし、事後において、決裁者の承認を得なければならない。

- (1) 校長については、事務部長
- (2) 事務部長については、主管課長
- (3) 課長については、主管係長

(調整)

第 7 条 この規則の運用に関し、疑義が生じたときは、総務課長が調整する。

附 則

この規則は、昭和 57 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 12 月 27 日から施行し、平成 6 年 9 月 1 日から適用する。

規則別紙第4

事 項	名 義 者
(1) 法令等に基づく独立行政法人高等専門学校機構等への協議、申請及び報告等に関するもの (2) 規則等の制定、改廃に関するもの (3) 学校の儀式及び行事に関するもの (4) 学校の人事に関する重要なもの (5) 学科その他重要な組織の設置及び改廃に関するもの (6) 学校の管理運営の方針に関するもの (7) 予算に関するもののうち、概算要求、予算配分等重要なもの (8) 学校の厚生補導に関するもののうち、特に重要なもの (9) 学生の身分に関するもの (10) 前各号に掲げるもののほか、校長の名義を用いることが適当と認められるもの	校 長
(1) 独立行政法人高等専門学校機構等からの通達類のうち事務的なもの (2) 予算に関するもの（概算要求、予算配分等を除く。）のうち重要なもの (3) 2つ以上の課の所掌事務にわたるもの (4) 前各号に掲げるもののほか、事務部長の名義を用いることが適当と認められるもの	事務部長
(1) 課の所掌事務に属する簡易なもの (2) 前号に掲げるもののほか、課長の名義を用いることが適当と認められるもの	所管課長

規則別紙第5

1 共通事項

事 項	名義者	専決者
(1) 法令等に基づく独立行政法人高等専門学校機構等への協議、申請及び報告等に関するもの	校 長	事務部長
(2) 校長名をもつてする文書のうち、軽易なもの又は定型的なもの	校 長	所管課長
(3) 事務部長名をもつてする文書のうち、軽易なもの又は定型的なもの	事務部長	所管課長
(4) 事務職員（事務部長及び課長を除く。）の休暇（1週間を超えるものを除く。）の承認	校 長	所管課長
(5) 教員（校長を除く。）の休暇及び学外研修（1週間を超えるものを除く。）の承認	校 長	所属学科 ・ 科主任
(6) 事務系職員の超過勤務等の命令に関するもの	校 長	所管課長

2 総務課総務担当関係

事 項	名義者	専決者
(1) 任命権を委任されている事務系職員の任免及び本給決定に関するもの	校 長	事務部長
(2) 退職手当に決定に関するもの	校 長	総務課長
(3) 事務系職員の昇給に関するもの	校 長	事務部長
(4) 級別定数に関するもの	校 長	事務部長
(5) 本給以外の諸手当の認定等に関するもの	校 長	総務課長
(6) 期末手当及び勤勉手当に関するもの	校 長	事務部長
(7) 学校案内、校報、職員録、ホームページ等の編集発行に関するもの	校 長	事務部長
(8) 検査員の命免に関するもの	校 長	事務部長
(9) 職員（退職者を含む。）の人事記録に関するもの	校 長	総務課長
(10) 事務系職員の勤務時間割振りに関するもの	校 長	総務課長
(11) 職員の休日の振替えに関するもの	校 長	総務課長
(12) 事務系職員の研修に関するもの	校 長	事務部長
(13) 非常勤職員（非常勤講師を除く。）の任免及び給与に関するもの	校 長	事務部長
(14) 労働災害の認定及び補償に関するもの	校 長	事務部長
(15) 職員の保健及び健康管理に関するもの	校 長	総務課長
(16) 職員の福利厚生及びレクリエーションに関するもの	校 長	総務課長
(17) 共済組合の長期給付に関するもの	校 長	事務部長
(18) 出張命令に関するもの（ただし、校長・事務部長・各主事、1週間を超える旅行を除く）	校 長	総務課長

3 総務課財務担当関係

事 項	名義者	専決者
(1) 会計検査及び監査の報告に関するもの	校 長	事務部長
(2) 一般競争及び指名競争参加資格の等級決定に関するもの	校 長	事務部長
(3) 予算及び決算の諸報告に関するもの	校 長	総務課長
(4) 総務課財務担当所掌に係る債権発生等通知に関するもの	校 長	総務課長
(5) 物品の分類換、管理換及び不用決定に関するもの	校 長	事務部長
(6) 物品の無償貸与及び譲与に関するもの	校 長	事務部長
(7) 寄贈物品の受入承認に関するもの	校 長	事務部長
(8) 物品免税申請に関するもの	校 長	総務課長
(9) 不動産の監守者及び補助監守者の指定、解除に関するもの	校 長	事務部長
(10) 不動産の貸付事務に関するもの	校 長	事務部長
(11) 不動産の諸報告に関するもの	校 長	総務課長
(12) 施設台帳及び実態調査に関するもの	校 長	事務部長
(13) 施設工事の諸報告、申請、届出に関するもの	校 長	総務課長
(14) 職員の安全管理に関するもの	校 長	総務課長
(15) 教職員宿舍の貸与、明渡、猶予等の承認及び使用料決定に関するもの	校 長	事務部長
(16) スクールバスの運行許可に関するもの	校 長	総務課長
(17) 八雲荘の使用許可に関するもの	校 長	総務課長
(18) 共済組合に係る収入及び支出に関するもの	校 長	事務部長
(19) 共済組合員の資格得喪及び被扶養者の認定、取消に関するもの	校 長	総務課長
(20) 共済組合の諸報告に関するもの	校 長	事務部長

4 学生課関係

事 項	名義者	専決者
(1) 入学料免除、授業料・寄宿料免除等に関するもの	校 長	事務部長
(2) 奨学金に関するもの	校 長	学生課長
(3) 厚生補導施設の使用承認に関するもの	校 長	学生課長
(4) 学生の健康管理に関するもの	校 長	学生課長
(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び学生の傷害保険に関するもの	校 長	学生課長
(6) 学生の諸証明のうち定型的なもの	校 長	学生課長
(7) 学生課所掌に係る債権発生等通知に関するもの	校 長	学生課長
(8) 学生の諸許可願及び諸届のうち軽易なもの	校 長	学生課長